

南海トラフ地震特別措置法に基づく対策計画作成義務者の一覧表

政令番号	当該施設・事業及び根拠法令	収容人員	作成すべき計画又は規定と根拠法令	提出先	
1	【消防法施行例第1条の2第3項】				
	1項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
		ロ 公会堂又は集会場	30人以上		
	2項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類	30人以上		
		ロ 遊技場又はダンスホール	30人以上		
		ハ 性風俗関連特殊営業	30人以上		
		ニ カラオケボックス類	30人以上		
	3項	イ 待合、料理店類	30人以上		
		ロ 飲食店	30人以上		
	4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上		
	5項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所類	30人以上		
	6項	イ 病院、診療所又は助産所	30人以上		
	8項	図書館、博物館、美術館類	50人以上		
	9項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類	30人以上		
		ロ イ以外の公衆浴場	50人以上		
	10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	50人以上		
	11項	神社、寺院、教会類	50人以上		
13項	イ 自動車車庫又は駐車場	50人以上			
15項	前各項に該当しない事業場	50人以上			
16項の2	地下街	30人以上			
17項	文化財建築物	50人以上			
16項の3	準地下街	50人以上	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
2	【消防法施行令第1条の2第3項】 次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの				
	消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長	
	消防法施行令別表第1の8項9項ロ、10項、11項、13項イ15項の施設	50人以上	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
3	【消防法施行令第1条の2第3項】 次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの				
	消防法施行令別表第1の8項9項ロ、10項、11項、13項イ15項の施設	30人以上50人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
	消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設	50人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長	
3	【危険物の規制に関する政令第37条】 予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所	全て	予防規定 消防法第14条の2第1項	市町村長	
4	【火薬類取締法第3条】 火薬類の製造所（経済産業大臣の許可）	全て	危害予防規定 火薬取締法第28条第1項	経済産業大臣	
5	【高圧ガス保安法第5条第1項】 高圧ガスを製造する事業所（都道府県知事の許可）	全て	危害予防規定 高圧ガス保安法第26条第1項	知事	
6	【毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項】 毒物・劇物製造、貯蔵所	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
7	【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】 核燃料物資等の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設 再処理施設、使用施設等	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
8	【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所（第一種・第二種事業所）	全て	防災規定 石油コンビナート等災害防止法第18条第1項	市町村長	
9	【鉄道事業法第2条第1項】 第一種鉄道事業者・第二種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者（指定公共機関以外の鉄道事業者が対象）	全て	実施基準 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項	地方運輸局長	
	【鉄道事業法第2条第5項】 索道事業	全て	細則 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条	地方運輸局長	
10	【軌道法第3条】 軌道を敷設して運輸事業を営む者	全て	細則 軌道運転規則第4条第1項	地方運輸局長	
11	【海上運送法第2条第5項】 一般旅客定期航路事業	全て	運航管理規程 海上運送法施行規則第21条の19第1項	地方運輸局長	
	【海上運送法第21条第1項】 旅客不定期航路事業	全て	運航管理規程 海上運送法施行規則第7条の2第1項		
12	【道路運送法第3条第1号イ】 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）	全て	運航管理規程 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項	地方運輸局長	

南海トラフ地震特別措置法に基づく対策計画作成義務者の一覧表

政令番号	当該施設・事業及び根拠法令	収容人員	作成すべき計画又は規定と根拠法令	提出先
13	【学校教育法第1条、第124条、第134条第1項】 小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等、専修学校、各種学校	50人以上(盲・聾・養護学校又は幼稚園は30人以上)	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
		50人未満(盲・聾・養護学校又は幼稚園は30人未満)	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
14	【児童福祉法第7条第1項】			
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
	乳児院、障害児入所施設	10人以上	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園	30人未満		
	乳児院、障害児入所施設	10人未満		
	母子生活支援施設、児童厚生施設	全て		
	【身体障害者福祉法第5条第1項】			
	身体障害者福祉センター	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
	身体障害者福祉センター	30人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
	補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設	全て		
	【生活保護法第38条第1項】			
	更生施設	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
	救護施設	10人以上		
	更生施設	30人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
	救護施設	10人未満		
	医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	全て		
	【売春防止法第36条】			
	婦人保護施設	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
	【老人福祉法第5条の3、第29条】			
	老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、老人福祉センター ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※・・・主として避難が困難な要介護者を入居させるものを除く	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※・・・主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る	10人以上			
老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、老人福祉センター ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※・・・主として避難が困難な要介護者を入居させるものを除く	30人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※・・・主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る	10人未満			
【介護保険法第8条第28項】				
介護老人保健施設	10人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長	
介護老人保健施設	10人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】				
障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く)、 地域活動支援センター、福祉ホーム	30人以上	消防計画 消防法第8条第1項	消防長	
障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるもの)	10人以上		消防長	
障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く)、 地域活動支援センター、福祉ホーム	30人未満	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事	
障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるもの)	10人未満		知事	
15	【鉱山保安法第2条第2項】 鉱山	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
16	【港湾法第2条第5項第8号】 貯木場	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事

南海トラフ地震特別措置法に基づく対策計画作成義務者の一覧表

政令 番号	該当施設・事業及び根拠法令	収容人員	作成すべき計画又は 規定と根拠法令	提出先
17	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
18	【道路法第2条第1項】 地方道路公社管理道路	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
	【道路運送法第2条第8項】 一般自動車道	全て		
19	【放送法第2条第2号】 基幹放送事業	全て	対策計画 南海トラフ特措法第8条	知事
	【放送法第118条第1項】 基幹放送局提供事業	全て		
20	【ガス事業法第2条第11項】 ガス事業 (ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事	全て	保安規定 ガス事業法第24条等	経済産業大臣
21	【水道法第3条】 水道事業(2項)、水道用水供給事業(4項)、専用水道(6項)	全て	対策計画 南海トラフ特措法第7条	知事
22	【電気事業法第2条第1項第9号】 電気事業 (電気事業、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業 及び発電事業)	全て	電気事業法第42条第1項に 規定する保安規定	経済産業大臣 又は産業保安 監督部長
23	【石油パイプライン事業法第2条第3項】 石油パイプライン事業	全て	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣 国土交通大臣 又は総務大臣
24	上記以外の工場、作業所、事業場等	勤務者が1000人以上のもの	消防計画 消防法第8条第1項	消防長